

いわき市水道局より大切なお知らせ

令和8年4月1日から 給水装置工事に関する手数料が改正されます！

●設計審査手数料

現行の工事区分による一律の徴収方法から、工事区分とメーター又は給水管の口径に応じた基本料金を設定し、メーター又は給水管が複数ある場合は2個目から加算料金を徴収する体系に改めます。

工事区分	種別	金額
新設工事	基本料金	口径20ミリメートル以下 1,500円
		口径25ミリメートル以上 2,500円
改造工事	加算料金	口径20ミリメートル以下 500円
		口径25ミリメートル以上 800円
撤去工事	基本料金	1,000円
	加算料金	300円

備考

- 2個以上のメーターがあるときは、最大口径をもつて口径とみなし、1個目は基本料金、2個目から1個につきそれぞれの口径の区分に応じた加算料金を適用する。
- メーターを設置しないときは、宅地内第一止水栓をメーターとみなす。

●工事検査手数料

現行の工事費区分による算定方法から、検査区分（中間検査・完成検査）と分岐立会の有無とその口径に応じた徴収方法とし、メーター又は給水管が2個以上ある場合は加算料金を徴収する体系に改めます。

検査区分	種別	金額
中間検査	分岐立会なし	4,500円
	分岐立会あり	分岐口径40ミリメートル以下 6,000円 分岐口径50ミリメートル以上 8,500円
完成検査	分岐立会なし	5,000円
	分岐立会あり	分岐口径40ミリメートル以下 6,500円
		分岐口径50ミリメートル以上 9,000円

備考

- メーター又は給水管が2個以上のときは、2個目から1個につき1,000円加算する。

※詳しくは、いわき市水道局指定の給水装置工事事業者まで、ご相談ください。
給水装置工事事業者一覧は、こちらのQRコードへ



いわき市水道局営業課 TEL : 0246-22-9304